

2019神戸国際健康長寿メッセ

(第11回国際健康健美長寿フォーラム・博覧会 第2回世界大健康運動会)

展示会出展者(施術体験ゾーン)募集のご案内

イベントの期間	2019年10月27日(日)～10月29日(水)
展示会の日時	2019年10月28日(月)・29日(火) 10:00～17:00
会場	神戸国際展示場3号館
主催者	一般社団法人 世界大健康運動連盟日本協会

出展募集概要

一般来場者の外、健康運動の指導者や実践者、大学や研究機関の専門家などが大集結



当イベントでは一般来場者の外、同時開催の「学術フォーラム」や「大健康運動会」に参加する日本、中国、米国等の健康関連の専門家、指導者、実践者、実業者、政府関係者に向けて施術サービスや商品PRの機会になります。

施術体験ゾーンに出展される事業者様は、来場者へ体験施術を無料で提供していただき、事業者様のお店やお取り扱いされている商品等をPRしてください。(商品の販売は可能です)◆2日間の来場者数は約13000人を見込んでおります。◆通常の出展基本料金は1小間30万円(税別)ですが、この案内チラシから申し込みますと特別料金として2小間30万円(税別)で出展できます。2小間分のブースを複数の事業者様で共同出展していただいても構いません。◆基本ブースは枠組のみの設営となっております。ブースの装飾や施術に必要な設備は各自でご用意ください。※ご希望であれば専門業者をご紹介します。

出展基本料金 ※特別料金

連2小間で30万円(税別)

※角小間は1角につき、別途30,000円(税別)

展示ブースの大きさ(1小間)

間口3m×奥行2.7m

出展申込書

お問い合わせ先: 実行委員会事務局 TEL 078-891-5100(代表)

事業者名	フリガナ		申込日	2019年	月	日
			(印) 責任者印もしくは社印			
担当 責任者	所在地	〒	代 表 者	フリガナ		
	TEL		E-mail			
	携帯		@			
	FAX					
請求書 送付先	所在地	<input type="checkbox"/> 上記 に同じ	〒			
出展内容	<input type="checkbox"/> 単独	<input type="checkbox"/> 共同	共同出展代表名	申込小間数	2 小間	
同意の上 <input type="checkbox"/> にしを入れて下さい			<input type="checkbox"/> 「出展規約」(別紙記載)について了承した上で申し込みたいです。			
紹介者名			貞友会		備考欄	

FAX:078-265-1033

出展に関する規約(以下「出展規約」という)

1. 出展申込者は、主催者発行の「出展申込書」フォームに必要事項を入力し、印刷した「出展申込書」に記名・捺印の上、主催者にFAXにてお申込みください。なお、申込者は、出展予約申込み会社・団体において当該業務の職務権限を有する方とします。
2. 主催者は、「出展申込書」を受領した後、「出展申込書」の記載内容に基づき、出展可否における審査(審査内容は開示致しません)を実施いたします。審査通過時に、受入の旨を出展申込者にメールにて通知するものとします。なお、主催者が出展申込者に受入の旨をメール通知した日(以下「基準日」といいます。)に「出展予約」が成立します。
3. 主催者は、審査(審査内容は開示いたしません)の結果、本展示会の開催趣旨に適さないと判断した場合には、独自の判断で出展申込みをお断りすることがあります。
4. 第2項に基づき「出展予約」が成立した場合、出展申込者は、主催者が発行する請求書で指定する方法により、直ちに支払うものとします。日本国内からの振込の場合、振込手数料等、送金に要する費用は全額、出展申込者の負担とします。海外からの振込の場合、事務手数料を別途ご請求する場合がございます。
5. 出展申込者により支払が行われた場合、その入金を確認をもって「出展契約」が成立し、出展申込者は「出展者」としての権利が行使できるようになります。
6. 出展申込者が第4項の通り支払を行わない場合、主催者は、当該「出展予約」が解約されたものとみなすことができます。
7. 「出展契約」成立後は、出展者の希望による「出展契約」の解約・小間数の削減は原則として認められないものとします。
8. 前項にかかわらず、出展者がやむを得ない理由により「出展契約」の解約・小間数の削減を希望する場合には、主催者に対し、その理由などを明記した書面またはEメールによる解約申込通知あるいは小間数の削減申込通知を送付するものとします。主催者が「出展契約」の解約あるいは小間数の削減を受入する場合は、出展者が、解約あるいは小間数削減の申出日から展示会開催初日までの期間に応じた下記の解約料あるいは一部解約料(以下まとめて「解約料」といいます。)を主催者が定めた日までに主催者に支払うことを条件として、「出展契約」あるいはその一部を解約できるものとします。
 - ① 「出展契約」成立後、小間の一部もしくは全てを解約する場合、支払の有無にかかわらず申出日が展示会開催初日の2ヶ月前の翌日以降の場合は申込小間代の100%を解約料として申し受けます。また、申出日から展示会開催初日の間が2ヶ月以上ある場合は、申込小間代の20%を解約料として申し受けます。
 - ② 出展者が展示会開催日の10:00までに小間の使用を開始しない場合には、出展を取り消したものとみなされ、申込小間代の100%を解約料として申し受けます。
 - ③ 前項に基づき出展者が解約通知を行った時点、あるいは出展者が出展を取り消したものとみなされた時点で、出展者が既に主催者に対して小間代の全部または一部の支払を行っている場合には、前各項に定める解約料は、当該支払済みの小間代から充当されるものとし、充当後、残金がある場合は、主催者の定めた方法及び期日に従い主催者から出展者に返金されるものとします。
9. 原則として主催者が小間位置を決定するものとします。
10. 出展者は、相手が他の出展者あるいは第三者であるか否かを問わず、出展小間の一部あるいは全部を転賃、売買、譲渡、交換、使用許諾することはできません。
11. 出展物は、公序良俗に反しないものとします。
12. 出展者が本展示会に関連して実施する全ての行為に対し、主催者が下記のような迷惑行為に該当するものと判断した場合には、事前、開催当日問わず、当該行為の改善を求めます。これに従わない場合には、当該行為の即時中止もしくは即時撤収をいただくことがあります。
 - ① 小間外通路の使用(来場者の誘引やアンケート等)により、他の出展者あるいは来場者に著しく迷惑を及ぼす場合
 - ② 小間の小間外の会場通路・公共の場所以の印刷物等の配布は禁止します。
 - ③ スピーカー等の音量により、他の出展者あるいは来場者に迷惑を及ぼす場合。その他、光線・熱気・ガス・臭気・振動・スモーク等により、他の出展者あるいは来場者に迷惑を及ぼす場合
 - ④ 社会通念に照らして、品位に著しく欠ける展示/行為である場合
 - ⑤ 公序良俗に反する展示/行為である場合
 - ⑥ 18歳未満の視聴が禁止されている成人向けコンテンツの展示がある場合
 - ⑦ 自己のブース内において、自社が取り扱う製品の展示や、商品・サービスの販売促進活動をする事なく、来場者の「個人情報」の収集を主目的として行う出展は禁止します。
13. 出展者は、主催者に対して、この「改善」「即時中止」「即時撤収」の措置に起因する費用の返還請求等は、一切行うことができないものとします。なお、これらの措置の実施にあたり主催者が費用負担をした場合は、出展者にはその費用の全額を主催者に返金する義務が生じるものとします。
14. 二つ以上の会社・団体が共同で出展を申込み場合は、代表となるそのうちの一つの会社・団体(以下「代表出展者」といいます。)が申込みを行い、共同出展者の名称・連絡先等については別途主催者へ通知するものとします。なお、主催者からの連絡、来場者案内品などの許可は、代表出展者に対してのみ行うこととさせていただきます。
15. 本展示会場は保税展示場ではありません。海外から展示物等を持ち込む場合は、予め出展者の責任において税関等の諸手続きをお済ませください。
16. 出展物に関する音楽著作権、その他著作権の処理については、出展者の責任といたします。出展者や来場者による出展物に関する撮影、録音、記録等の可否については出展者の責任において行っていただきます。プレス等への出展物やアーティストの撮影、録音および二次使用の許可についても出展者の責任において行っていただきます。主催者は本展示会を記録するために、会期中に会場内、出展者小間などの撮影を行います。また、撮影映像の権利は主催者が有するものとします。
17. 出展物等の会場への搬入と設置は、別途主催者より通知される期間に行われるものとします。ただし、小間内の出展物設置は、本展示会開催初日の前日までに完了するものとし、また、出展者が、本展示会開催初日の当日の10:00までに、自社の小間を占有しなければ、主催者は「出展契約」が解約されたものとみなし、キャンセル費用が発生します。
18. 小間装飾は、主催者が送付する出展者マニュアルのルールに準じて行ってください。
19. 出展者マニュアルのルールに違反する装飾は撤去されることがあります。
20. 出展者は、会期中の出展物等の搬入、搬出、移動の際は、必ず主催者の承認を得た後に、作業するものとします。期間中は、主催者の承認なしに出展物を搬入・搬出・撤去及び移動することはできません。また、出展者は、搬入・搬出・装飾に関しては、会場の使用規定、防災ガイドライン、消防法等に従っていただきます。標準小間に設置される標準装飾物の破損・紛失については、出展者が原状回復の責任を負うものとします。ただし、天災等の不可抗力と主催者が認める事由により生じた破損・紛失についてはこの限りではありません。
21. 小間内の出展物及び装飾物等は、主催者より通知される期間に、搬出を完了してください。その時点で搬出されないものは出展者の費用及び危険負担で主催者により撤去されるものとします。なお、出展物等の設置および撤去については、上記以外に「出展者マニュアル」の規定に従わなければなりません。
22. 条例により、展示会場内において、所定の場所以外での喫煙、裸火の使用、危険物の持ち込み、通路・非常口・屋内消火栓及び消火器の使用に障害になる付近に物を置くことは禁止いたします。
23. 主催者は、理由の如何を問わず、出展者及びその従業員または代理人が、小間を使用または占有することによって発生した人、物品及び施設に対する傷害・損害等については一切の責任を負いません。出展者は、主催者に対して、自己の責任において小間を安全に使用することを保障し、万一事故等が生じた場合には、全ての損害につき賠償責任を負うものとします。また、事故等の発生時、または事故等の発生が予想できた場合には直ちに主催者へ届出するものとします。
24. 主催者は、本展示会期間中、常時展示会及び出展物の管理、安全性と保安に最善の注意を払いますが、出展物等の盗難、紛失、火災及び出展者小間内における人災等災害の発生に対して損害賠償等の責任を負いません。従って、出展者は会場への出展物搬入開始から撤去までの期間、事故防止に努め、必要と思われるものについて損害保険に加入するなど、展示物及び資材の盗難、失火等に対して、それぞれ自己の責任において万全を期すものとします。搬入・搬出中は特に、盗難・紛失の危険がありますのでご注意ください。
25. 主催者が、自ら責任を負うべき事由によって本展示会を中止した場合に限り、出展者が小間を使用できなくなったことについて、主催者は出展者に対して残余展示日数を基準として、日割りで計算した小間料金の払戻を行います。これをもって補償の全てとします。また、この出展規定に記載がない事項について、新たに取り決め、各種の追加や変更を行うことができます。天災、その他の不測の事態によって、主催者は本展示会の開催を中止することがあります。その場合、既納の出展料ほか出展に要した費用及び中止によって生じた損害は補償いたしません。主催者はやむを得ない事情により、本展示会の会期及び開場時間を変更することがあります。この変更を理由として出展申込みの取り消しをすることはできません。また、これによって生じた損害は補償いたしません。
26. 天災やその他の不可抗力事由により本展示会の開催が困難あるいは不可能と主催者が判断した場合、主催者は、本展示会の延期・中止を決定できるものとします。
27. 主催者は、前項により本展示会の開催を延期・中止した場合においても、出展者への小間料金の返金等は一切行いません。
 - ① 所有物件または権利につき、差押、仮差押、仮処分、競売の申立または租税公課の滞納処分等を受けたとき、ただし、第三債務者として差押または仮差押を受けた場合を除く
 - ② 支払停止があったとき、支払不能に陥ったとき
 - ③ 監督官庁から営業の取消、停止等の命令を受けたとき
 - ④ 出展者または展示を予定している展示物が、本展示会の開催目的や出展対象に適さないことと主催者が判断した場合、その他出展者の社会的信用に関わる民事上、刑事上または行政法上の問題が懸念され、違法または不当な行為、犯罪行為その他が行われたあるいはその恐れがあると認められることから、出展者が本展示会に出展を行うことが社会的に妥当性を欠くと主催者が判断したとき
 - ⑤ 前各号の場合のほか、出展者が本規約の全部または一部、もしくは出展マニュアル等に違反し、主催者からの催告にもかかわらず、主催者が定める相当期間内に当該瑕疵が治癒されないとき
29. 本条に基づき主催者が「出展契約」を解除した場合、主催者は、第3条の定めによる解約料及びその他の損害の賠償を、出展者に請求することを妨げられないものとします。
30. 本規約ならびに「出展契約」は日本国の法律に準拠するものとし、これらに基づく訴訟については、主催者の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。
31. 主催者は業務を円滑に実行するために、各種規則等の設定、修正を行うことができます。また、この出展規定に記載がない事項について、新たに取り決め、各種の追加や変更を行うことができます。天災、その他の不測の事態によって、主催者は本展示会の開催を中止することがあります。その場合、既納の出展料ほか出展に要した費用及び中止によって生じた損害は補償いたしません。主催者はやむを得ない事情により、本展示会の会期及び開場時間を変更することがあります。この変更を理由として出展申込みの取り消しをすることはできません。また、これによって生じた損害は補償いたしません。
32. 全ての出展者はこの出展規定、「出展者マニュアル」及び主催者が制定して出展者に通達した規則を承認するものと遵守しなければなりません。
33. この出展規定は今後、変更・修正の可能性がございます。ご不明な点は実行委員会事務局へお問い合わせください。